

## 新型コロナウイルス感染症に係る補助など (4月8日時点の情報です。詳しくは各問い合わせ先へ)

### ■3月分の学校給食費を還付

臨時休業措置に伴い、期間中に提供できなかった分の給食費は、保護者へ還付します。額や時期などは、各学校から保護者へ連絡します。  
※学校給食食材のキャンセルに関する経費は市が負担します  
【問い合わせ】教育委員会学校給食管理室(☎41-3145)

### ■委託を受けて個人で仕事する人向け支援 (個人事業主・フリーランス)

【対象】①または②に該当する子どもの世話をを行うことが必要になった保護者  
①臨時休業した小学校などに通う子ども②新型コロナウイルスに感染または感染した恐れのある、小学校などに通う子ども  
※一定の要件があります  
【対象期間】2月27日～6月30日  
【支援額】1日当たり4,100円(定額)  
【問い合わせ】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)

### ■生計維持や生活立て直しのための特例貸付

#### ①緊急小口資金

【対象】休業などで収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯  
【貸付限度限】10万円(無利子)  
※特例(学校等の休業や個人事業主など)に該当する場合は20万円  
②総合支援資金(生活支援費)  
【対象】収入の減少や失業などで、生活に困窮し、生活の立て直しのため貸し付けを必要とする世帯  
※自立相談支援事業などによる継

続的な支援を受けることが要件  
【貸付限度限】▶2人以上の世帯…月20万円▶単身世帯…月15万円  
【問い合わせ】花巻市社会福祉協議会分室(☎22-6708)

### ■市県民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税などの納税猶予

申請に基づき1年以内の期間に限り、納税期間を延長できます。  
※やむを得ない理由があると認められるときは2年以内  
【対象】▶本人または生計を同じくする親族が新型コロナウイルス感染症にかかったとき▶新型コロナウイルス感染症により事業を休廃止または著しい損失を受けたとき  
※延長期間中の延滞金は、その額の2分の1または全額が免除されます  
【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

### ■水道料金・下水道使用料などの支払い期限延長

【対象】▶生活福祉資金貸付制度などの対象者▶収入が減少し水道料金などの支払いが困難な人  
【対象料金】1月請求分以降  
【問い合わせ】花巻水道お客様センター(☎24-2175)

### ■事業主への助成

#### ①雇用調整助成金の緊急対応期間の特例

【対象】休業などの初日が4月1日～6月30日で、売上高などが5%以上減少した事業主  
【助成内容】▶助成率…雇用維持に要した経費のうち、大企業3分の2(解雇などを行わない

場合4分の3)、中小企業5分の4(解雇などを行わない場合10分の9)▶上限…対象労働者1人1日当たり8,330円  
【問い合わせ】県労働局職業対策課分室助成金相談コーナー(☎019-606-3285)、ハローワーク花巻雇用調整助成金担当(☎23-5118)  
②小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援  
【対象】年次有給休暇とは別に、有給休暇を取得させた事業主  
【対象期間】2月27日～6月30日  
【助成内容】▶助成率…10分の10▶上限…1人1日当たり8,330円  
【問い合わせ】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-603-999)

### ■実質無利子・無担保融資「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

【対象】売上が20%減少した中小企業者または、売上が15%減少した小規模事業者  
【問い合わせ】日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(☎0120-154-505)

### ■岩手県「新型コロナウイルス感染対策資金」

【対象】売上が15%以上減少した中小企業者  
【問い合わせ】岩手県商工労働観光部経営支援課(☎019-629-5542)

### ■花巻市中小企業振興融資制度

【対象】市内事業者  
【内容】3年間無利子に拡充、保証料全額補給  
【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

## 本市における主な新型コロナウイルス感染症拡大防止策 (4月8日時点の情報です)

### ■学校再開ガイドラインのチェックリストを活用した感染防止対策 【問い合わせ】教育委員会学務管理課(☎41-3144)

#### ①毎朝の検温、風邪症状の有無の確認

- 家庭で登校前に検温し、風邪などの症状の有無を併せて記録表に記入し学校に持参する
- ※37.5℃の熱や咳、鼻水、だるさなどの風邪症状があった場合は学校を休む
- 家庭で検温できなかった児童・生徒は、学校で検温する
- 教職員も出勤前に検温などを実施し、体調不良があった場合は学校を休む

#### ②校内での手洗いや咳エチケットの指導

- 手洗いの徹底を指導する

- 咳エチケットの徹底を指導する
- 抵抗力を高めるため、生活リズムや栄養バランスについて指導する
- ③「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」を回避
- 教室などのこまめな換気を実施する
- 教室などでの机や椅子の配置を工夫する
- ④感染防止の工夫を行った学校給食の実施
- 手洗いを徹底する
- 机の向きを一方向にするなど工夫する

### ■公立幼稚園・保育園、こども発達相談センターなどにおける対応 【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

#### ●公立幼稚園・保育園

- 登園前に家庭で検温をする
- 家庭で検温ができなかった場合や、検温の必要がある場合は、登園時に検温をする
- 感染リスクを軽減するため、可能であれば引き続き家庭でのお世話を勧める

#### ●こども発達相談センター

- 利用前に家庭での検温をする
- 親子教室のうち、個別指導を4月20日(月)から再開する
- 集団指導利用者のうち、在宅児は電話で状況を確認。必要に応じて個別指導を実施する
- 集団指導利用者のうち、在園児は各保育施設に状況

### ■公共施設休館対応、一部サービス提供開始施設

4月30日(木)まで休館としています。ただし、次の施設は、一定の条件で利用できます。

#### ●スポーツ施設

市内のスポーツ施設について、一定の条件で4月30日(木)まで利用できます。

##### ①屋内施設

【利用対象】▶市内中学校、高校の部活動▶市内小学校のスポーツ少年団活動  
【対象施設】総合体育館、市民体育館、大迫・石鳥谷・東和体育館、スパーク石鳥谷、各地区社会体育館、まなび学園体育室など

##### ②屋外施設

【利用対象】▶市内中学校、高校の部活動▶市内小学校のスポーツ少年団の活動▶市内個人・大学・団体の活動  
【対象施設】日居城野運動公園(花巻球場、陸上競技場など)、スポーツキャンプむら、各地区野球場、大迫野球場・テニスコート、石鳥谷ふれあい運動公園、和田多目的広場など

##### ①②共通

【問い合わせ】本館スポーツ振興課(☎41-3592)

#### ●各図書館

【開館日】4月18日(土)・19日(日)・25日(土)・26日(日)  
【開館時間】午前9時～午後6時  
【提供しているサービスの内容】本などの貸し出しと返却▶本…1人10冊まで▶CD・カセット…1人

- を電話で確認。必要に応じて個別指導を実施する
- 電話相談は継続して実施。内容によっては、予約制で対面の個別指導を実施する
- こどもセンター(子育て支援センター)
- 電話相談は継続して実施。内容によっては、予約制で対面の個別指導を実施する
- 4月30日(木)まで施設利用を休止。5月からの利用は、4月下旬を目途に方針を決定する
- 学童クラブ
- 原則、学童クラブの施設で保育を実施。状況によっては人混みによるリスク軽減を図るため小学校の体育館や振興センターなどを適宜利用して実施する

※問い合わせ先は施設区分ごとに記載しています

5本まで▶DVD・ビデオ…1人2本まで  
【貸出期間】4週間  
【問い合わせ】花巻図書館(☎23-5334)、大迫図書館(☎48-2244)、石鳥谷図書館(☎45-6882)、東和図書館(☎42-3202)

#### ●宮沢賢治童話村

「芝生広場」や「妖精の小径」などの屋外施設に限定し4月1日から開放しています。  
※賢治の学校などの屋内施設は引き続き休館  
【問い合わせ】本館賢治まちづくり課(☎41-3590)

#### ●公園

公園トイレに手洗いの喚起表示・液体せっけんを設置し4月1日から開放しています。トイレを利用した都度、手洗いの徹底をお願いします。  
【問い合わせ】新館公園緑地課(☎41-3570)

#### ●戸塚森林公園

個人または家族(10人以内)で利用可能です。  
※市民に限ります  
【問い合わせ】石鳥谷総合支所建設係(☎41-3443)

#### ●平塚・花巻交流の森

個人または家族(10人以内)で利用可能です。  
※市民に限ります  
【問い合わせ】新館公園緑地課(☎41-3570)

## 新型コロナウイルス感染症が心配なときは「帰国者・接触者相談センター」

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

岩手県中部保健所(☎22-4952)

24時間対応

岩手県医療政策室

(☎019-651-3175 ㊚019-626-0837)

転入届  
国民健康保険  
の異動手続きなど

## 県外から転入した人は 待機期間(2週間)後に手続きをお願いします

【問い合わせ】転入届…本館市民登録課(☎41-3547)、国民健康保険…本館国保医療課(☎41-3583)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、県外から転入した人は、待機期間(2週間)後に手続きをするようご協力をお願いします。

※届出期間は、転入した日から14日以内となっていますが、自宅などでの待機により届け出が遅れた場合は、この期間を過ぎても通常どおり受け付けします